

第47回
東京地方裁判所委員会
(令和元年6月7日開催)
議事概要

東京地方裁判所委員会（第47回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

令和元年6月7日（金）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

第一中会議室（東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎）

第3 出席者

（委員） 垣内正（委員長），相澤眞木，市川充，伊藤雅人，梅本圭一郎，
門柳明子，坂本かよみ，陣内紀恵，高瀬浩造，高野佳子，土山
淳二，内藤順也，中田治子，早瀬保行，増田径子，松井洋，森
本英彦，渡部勇次

（事務局）東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，東京
簡裁事務部長，東京地裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課
庶務第一係長

（プレゼンター）

伊藤 雅人委員（東京地裁刑事部所長代行者）

梅本 圭一郎委員（東京地裁所長代行者・東京簡裁司法行政事務
掌理裁判官）

東京地裁事務局総務課長 岩崎 光宏

第4 議題

「裁判所における広報等について」

第5 配布資料

- ・ 伊藤雅人委員作成「裁判員制度広報（東京地裁）」と題するパワーポイント
- ・ 梅本圭一郎委員作成「東京簡易裁判所における民事調停制度の広報活動について」と題するパワーポイント

- ・ 岩崎光宏東京地裁事務局総務課長作成「法教育を目的とした広報について」と題するパワーポイント

第6 議事

- 1 開会
- 2 新任委員の紹介（相澤委員，市川委員，梅本委員，土山委員）
- 3 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示＝◎：垣内委員長，○：委員，■：プレゼンター】

「裁判員制度広報（東京地裁）について，プレゼンター（伊藤委員）による説明があった後，以下のとおり質疑応答があった。

以下質疑応答

- ◎ 御質問とか御意見とかございませんでしょうか。
- 裁判員経験者の大半が大変いい経験になったと答えているわけですが，この手の評価というのは非常に難しいと思います。例えば医療機関でも，退院する人に聞くと，大体95%ぐらいの人は大変満足したと言うんですけど，そういう人たちにインタビューすると不満がいっぱい出てくるんです。経験者がこんなによかったと言ってるからといって，あまり問題がないんだというふうには一般の人たちは捉えなくて，やっぱり何か問題があるはずだと思ってると思います。先ほど経験者の方にフォーラムか何かで話を聞かれたという話がありましたが，裁判員裁判を経験した中で，自分たちが感じた問題点みたいなものについては何か発言があったのでしょうか。多分そこが一番問題で，裁判員に理解がある方々においてすら何かその不満だとか，あるいは改善要望があったとしたら，それはやっぱり真摯に対応しなきゃいけないと思いますが，その辺りの発言はあったのでしょうか。
- 裁判員の方には，全員にアンケートをお願いしています。返ってきたアンケートの大方は好意的な意見です。また，フォーラムに参加していただいた経験者の方々からも裁判員制度に対する批判とか不満みたいなものはほとんど聞かれなか

ったのですね。返ってきたアンケートの大方は好意的な意見です。

- 定量評価だけではなく、定性評価をどこかでやらないといけないと思います。定性評価をすると、本当に裁判官のほうから情報が流れてるのかどうかも含めて分かるのかなと思います。それが分かれば、一般の国民が思ってるような不安とかそういったものに対して、実はこの程度しか心配しなくていいんだよという話ができるのかなと思います。
- 一般の方は、裁判というものをほとんど見たこともなく、テレビドラマでの裁判しか知らないと思います。そのため、裁判そのものが実際どんなものなのか分からないから、裁判に対する不安が生じてくるのではないのでしょうか。この点、去年に裁判員裁判を見せていただいた際、検察官の方も弁護士の方も非常に裁判員裁判の進め方についてよく勉強というか研究をされていて、非常に分かりやすいものでした。これだったら、法律の知識とかそういったものがなくても、自分の見解だとかそういったものを言うことが可能であるという気持ちになれるなど、私は実際に裁判員裁判を拝見して思いました。でも、テレビドラマの裁判の様子だけが一般の人にとっての裁判の様子だとすると、ちょっと対応できないなという感覚を持たれる方も多いのかなと思います。去年の経験から、実際に裁判員裁判を見る機会があれば、もう少しハードルが下がるような気がしました。
- ◎ 確かに裁判そのものを理解してもらってないというのが前提としてあるのかなと思います。
- 前回、私たちが参加する前に配布いただいた広報用DVDはよくできていたと思います。非常に分かりやすかったのと、私にとっては経験がなかったので、あのDVDは非常に役に立ちました。ああいったものを有効利用されれば、その辺りは理解が深まるのは間違いないんじゃないのでしょうか。
- 相当な枚数を作成して配布していますが、テレビで放映してもらったわけではないので、実際に見たことがある人は限られていると思います。今回は10周年ということで、メディアの方もかなり関心を持っていただいたので、広報活動は

物すごくやりやすかったです。今後またいろいろと工夫していかないといけないと思っております。

- 参加する裁判員の方に向けての広報ということを前提にすると、なぜ辞退率が上がって出席率が下がるのかというのは、職場の理解がないということが一つの要因かなと思いますので、会社側や企業側に向けて、従業員が裁判員に選ばれた場合にはこのように対応してくださいというようなことを周知していかれるのが有効なかなと思います。
- ◎ これを機に企業を回る計画をしております。
- プレゼンターの将来を担う若い世代にアプローチするという話は非常に大事な視点だと思います。今の若い人は、紙ベースの広報というのはほとんど読まないため、ウェブでの情報発信というのが大事になってくると思うんですが、裁判所に関して言うとウェブでの発信が弱いんじゃないかなという印象を持っております。例えば、ほとんどの中央省庁は公式のツイッターアカウントを持っていて情報発信してるわけですけども、裁判所は多分ないのかなと思います。昔と比べると、裁判所のホームページというのは非常によくなっていて便利ですし、役に立つんですけども、今回、『司法の窓』に掲載された伊藤裁判官と林修さんの対談を非常に興味深く読ませていただきましたが、この対談も最高裁判所のウェブサイトに掲載されるとありますけれども、なかなか一般の人は当該ページまでたどり着かないと思います。こういったものを公式アカウントか何かで発信して、見に来てもらうというような取組があってもいいのではないかなという気がします。先ほどお話の出た裁判員のDVDなんかも、動画をウェブで試聴できるようにすることもできますし、単にウェブに載せてそれで終わりではなくて、実際のぐらいそのページビューがあるのかというのをフィードバックして多くの人に知ってもらうという取組がもう少しあってもいいのかなという印象を持ちました。
- 私の出た対談は、最高裁判所のホームページの中の「司法の窓」というリンクから見られるようになっていますが、興味をお持ちでない方は当該ページまでた

どり着かないと思いますので、そこまでつなぐ工夫をしなきゃいけないというのは御指摘のとおりだと思います。

「東京簡易裁判所における民事調停制度の広報活動について」について、プレゼンター（梅本委員）による説明があった後、以下のとおり質疑応答があった。

以下質疑応答

- ◎ 簡裁の民事調停制度の広報についての御説明させていただきました。御意見とか御質問があればお願いいたします。
- 民事調停にふさわしい案件というのは具体的にはどういったものが考えられるのでしょうか。
- およそ訴訟になるようなものは、調停手続にも親和性があると思います。例えば交通事故はそうです。大体訴訟でやるようなことは調停でも対応できると思いますし、その中で出てくる調停案というのは、判決とあまり変わらないようなものが出てくるんじゃないのかなと思います。例えば、労働審判は非常に使い勝手のいい制度なんですけれども、労働審判で対応できるような話というのは調停でもできるのかなと思います。制度の使い分けをどこで厳密に線引きするのかというのは本当は難しいのかもしれませんが、どちらでも対応できるという感じではないのかなと思います。
- 現在民事調停委員を務めております。民事調停ではどのような案件があるかという、たとえば友人関係のトラブルで損害賠償請求するような案件など、非常に様々で、金額にとらわれず、民事上のありとあらゆる種類の案件が取り扱われていると言っても過言ではありません。裁判所の民事調停の門をたたけば、双方の話し合いを通してトラブルを解決できるように調停委員としてやらせていただいております。この制度が一般市民の中にどんどん広がっていけば、司法が市民に身近なものになり、また、自助努力でトラブルを解決しながら前に向かって生きていく力もつくのではないかと感じております。

最近は裁判所でも広報活動を積極的にやっていただけるようになりまして、今年
は簡易裁判所の墨田庁舎のほうでも、消費生活センターとか警察とか、様々な相談
窓口、自治体の住民窓口のようなところに、裁判官と調停委員が説明に行っていま
す。どんな案件を利用できるのか、どういう手続で利用できるのかなどの説明を行
い、相談を受ける方々に御理解いただくということをやっているところです。調停
委員の私たちが一般市民の目線でアドバイスすることによって、いい助言をもらっ
たと言って帰っていただけることもたくさんあります。積極的に民事調停制度をP
Rしていただきたいなというふうに思います。調停の申し立ては、1人でも、もち
ろんできますが、弁護士など法律専門家がつくことによってより法的な問題が整理
でき、解釈しやすくなるという面もあると考え、法曹関係者の方々にも御利用いた
だきたいというふうに思っています。

また、成人年齢が18歳になることに伴い、消費者庁や法務省、文部科学省など
で様々な法教育や消費者教育などを行っており、裁判所も、広報をさらに広げて学
校に民事調停制度の周知を、働き掛けていただきたいとします。これからの社会
を担う若者が、トラブルが起きたときに、その解決方法、手法を知ってることは、
自分の人生を前向きに生きていくという意味で、非常に重要なことだというふう
に感じておりますので、民事調停制度の活用の広報活動を広げていただきたいなとい
うふうに願っております。

○ 今のお話を伺っていると、民事的な問題のときに私たちが選ぶ選択肢として
は、多分民事訴訟よりは民事調停のほうが多いはずなんですよ、考え方では。

実際有効かどうかは別にしても、まずは民事調停を考えて、これじゃどうし
もないから訴訟だというのが今のお話だと本来の筋だと思います。であれば、中
学校の教科書に民事調停のことが出てこないといけないんじゃないかなと思いま
すが、書かれているんでしょうか。

◎ 多分、制度を教えるという観点でいくと、訴訟という基本的なものから教える
のが普通だと思いますので、中学校の教科書に民事調停のことは書かれていない

と思います。その上で、こういう方法があるということを知っていただくことになるんだと思います。

○ 先ほどのホームページの話ですが、接点から考えると最高裁と接点がある国民は微々たるものだと思いますので、何か情報を発する上では最高裁のホームページのみ起点とするのではなく、もうちょっと入りやすい、アクセスしやすいホームページを用意していただいて、そこから最高裁に飛ぶというようなそんな感じにしたほうが良いと思いました。

○ 私は広聴の部署におりまして、一般の方からの電話の御相談、メールの御相談、交通事故相談、外国人相談も行っております。一方で広報を行う部署もあります。

広聴の一般相談は、法律相談や家庭内の問題について相談したいというところ、いろいろな相談機関を御紹介しています。なお、外国人相談は、相談できる場所が少ないので、北海道から沖縄まで、それから海外からも入ってきます。結局相談する場所が非常にたくさんあるので、どこに相談していいかわからない方、高齢者の方でインターネットをお使いになっていない方からの電話相談をいろいろなところに案内するといったことを考えると、広報と広聴をセットで考えていかないと、ターゲットに合わせてのメニュー作りというのは非常に難しいと思います。私どもも常に悩んでいることなので、裁判所もそうであろうと思っています。

また、比較的ベテランの相談員はいろいろな制度を知ってるので調停についても御紹介してありますが、やはり新しい相談員は知らなかったりしますので、私どもの職場に民事調停制度の説明に来ていただきたいと思いました。今日も交通事故の相談員の方と立ち話で、以前墨田庁舎で交通事故の模擬調停を見学させていただいて非常に良い勉強になったので、新しい相談員が見学する機会があるといいと言われました。

◎ ニーズのあるところに情報が届いていないというのがなかなか問題なんだろうと思います。調停にとどまらず広報全般について幾つか御示唆をいただけたと思います。

「法教育を目的とした広報について」について、プレゼンター（岩崎）による説明があった後、以下のとおり質疑応答があった。

以下質疑応答

- ◎ このジュニアツアーや一般向けのガイドツアーは、月に何本ぐらい行っているのですか。
- ジュニアツアーは団体で募集しておりまして、来たものは受け入れてるという形なんですけれども、年間でいいますと53回です。これに対してガイドツアーにつきましては、団体ではなくて個人で受付をしておりまして、年6回程度の日をちを設定してまして、そこに応募していただくという形になります。
- 民事調停の広報では、紛争当事者になった場合における様々な解決手段の1つを提示するもので、最善の解決手段を求める紛争当事者にとっては選択肢が示されただけでは必ずしも有益と言えないことから、広報そのものの目的が不明確と感じましたが、この広報は非常に、目的といいますか何のためにやられるのかが比較的理解しやすい感じでした。司法という重要な制度を理解したいという知的欲求に応えるとか、あるいは善き市民となるための一助になりますね。
- ◎ 基本的にわきまえておいてほしい裁判所の役割とか社会における必要性、位置付け、そういうものはこういう広報で分かっていたら、先ほどの民事調停のようなものを、必要としておられる方にこの制度があるんですというのを教えるのは、そういうニーズを持っている人の話を聞く都であるとか消費者センターである人に対して私どもが広報することですらないでいただくということだと思います。
- 「裁判員制度ナビゲーション」ですが、これは一般の方が読むには、ちょっと字数が多かったりとか、内容がちょっと取っ付きにくかったりとかするのかなと思いました。
- この「よくわかる！裁判員制度Q&A」につきましては、裁判員の候補者名簿に載った段階で、送ります。その後、実際に裁判員候補者になり呼出しを受けた

方には「裁判員制度ナビゲーション」が送られます。

裁判員制度については、例えば民事のツアーでも、一応裁判員のことにも興味を持っていただく趣旨から資料としてお渡ししています。

- ネットなどがこれだけ発達して、パソコンで調べたりスマホで情報を調べたり、多分自分が何が必要かということが分かっている人はどんどんアクセスして、どんどん情報を取っていくことができると思うんですけど、パソコンもスマホも持っていないという人がまだいるということもあります。例えば生計に困っている人がスマホで情報を取りに行くとか、そういうところにアクセスするための情報を得ることができるかどうかという現実性とかの問題と、地道じゃないですけど、こういうパンフレットですとか、こういうものを目につくところに置くというのは、昔ながらではありますけれども、非常に大事なことだなと思いました。
- 目につくところにパンフレット類を置くという話を受けてですが、確かに裁判所へ入る際には視界に入らず、裁判所を出る際になって初めてパンフレット類が置かれていることに気付く位置に整備されていたので、配布する目的として考えた場合には裁判所での用事が済む前である来庁する際にしっかり目にとまって、持って行ってくださいというようなスタンスだとありがたいなと思いました。
- 裁判員裁判で辞退される方が多いとのことですが、例えば裁判員を経験された方に、守秘義務はあると思いますが、ボランティア登録し、この人に相談できますのような、そういった制度はあるのですか。
- ◎ そういう制度はないですね。ただ、裁判員を経験された方で、裁判所の広報や裁判員の経験について裁判所に意見を言うといった協力はしていいですという方については、お名前をいただいて、先ほどのフォーラムなどのときにそういう方の中から参加いただいて、感想を伺ったり、御注文、こんなことが困りましたというのを伺ったりということをしています。その際にマスコミの方にも取材してもらっていますし、検事さや弁護士にも来てもらって、一緒に聞いて、こういうところは変えたほうがいいですねといった問題点などを共有することはやらせて

いただいています。

- 裁判についても，一般の方にとっては抵抗感とか，知らないのでハードルが高いという印象があるんですね。これ聞いたらちょっとまずいかなというようなことを聞けるような人がいるなど，一般の方の目線に立って，もう少し工夫できないかなという気がします。
- ◎ 裁判所への相談窓口のようなものはあるんですけども，裁判員経験者の方に相談することができるような制度はありません。
- 裁判員制度についてのお問い合わせは，法テラス・サポートダイヤルでも受けていただいているようです。

裁判員制度Q&Aという冊子の裏表紙にサポートダイヤルの番号を掲載しています。

以 上